平成２３年１０月２５日　製品安全課

商品名等 （電気用品名等）	家庭用マッサージ器

１　当該商品等の概要

○用途、機能、性能

　本製品は、家庭用マッサージ器で、あんま・マッサージの代用として使用するものである。本製品の取扱説明書に効果・効能として「あんま・マッサージの代用」と明記されている。

○構造、仕様、意匠

　本製品は、本体内部に小型の空気圧縮機を内蔵しており、本体に空気を通すホース及びそのホースに複数の空気室を内蔵したブーツを接続して使用する。

　本体からホースを通してブーツに空気を送ることで加圧し、またそれを除圧することでブーツに内蔵された複数の空気室が膨らんだり縮んだりして、脚にマッサージ効果をもたらす。

・外　　観：写真参照
・外形寸法（㎜）：２００（Ｌ）×２００（Ｗ）×２００（Ｈ）
・質　　量：２．１８ｋｇ
・定　　格：ＡＣ１００Ｖ、５０／６０Ｈｚ、１４／１５Ｗ

２　対象・非対象の解釈

　特定電気用品中、電動力応用機械器具の「電気マッサージ器」として取り扱うことが妥当と判断する。

（理由）

　本製品は、取扱説明書において効果・効能として「あんま・マッサージの代用」と明記されていることと、電動力による空気圧の加圧及び除圧によって脚のマッサージを行うことができるものであることから、電安法上の「電気マッサージ器」として取り扱うことが妥当と判断する。